

調布市見本市等出展支援事業 募集要領

調布市では、見本市等に出展し、販路開拓、販路拡大を目指す市内の中小企業等を支援するため、見本市等の出展費用の一部を補助します。

◆見本市等◆

対象となる見本市等とは、次に掲げる全ての要件に該当するものとします。

- (1) 国、地方公共団体等、公的機関が主催、後援していること。
- (2) 100以上の企業等が出展を予定していること。
※小間数が100小間以上ではありませんので、ご注意ください。
- (3) 見本市、展示会、博覧会、商談会、展示即売会、品評会、物産展等であること。

◆対象者◆

次に掲げる全ての要件に該当するものとします。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（風営法第2条に規定する風俗営業等を営む事業者を除く）。
- (2) 市内に引き続き1年以上住所（法人にあっては登記簿上の本店所在地）を有すること。
- (3) 納期の経過した市税を完納していること。
- (4) 同一の見本市等について、国、地方公共団体、公益法人等から出展に係る補助を受けていないこと。

◆対象経費◆

出展小間料のみを対象とし、その他の経費は対象とはなりません。

◆補助金額◆

対象経費（出展小間料）の2分の1以内で10万円を上限とします（1,000円未満端数切り捨て）。

◆補助回数◆

より多くの市内中小企業者に活用していただくため、補助金の交付を受けられるのは、毎年度、1事業者につき1回を限度とします。

◆募集時期◆

随時募集していますが、予算限度枠に達した時点で募集を終了します。予めご了承下さい。

◆その他◆

申請条件等のもう一度ご自身でご確認のうえ、申請書類を全て揃えたうえで、ご申請下さい。書類受理後、諸条件に適合にするか審査し、承認の可否を決定します。

◆申請方法◆

出展予定の見本市等が開催される10日前までに、次に掲げる必要書類を提出してください。

【必要書類】

- (1) 調布市見本市等出展支援事業承認申請書（第1号様式）
- (2) 出展小間料が分かる書類
- (3) 市内に1年以上住所を有していることがわかる書類（法人：登記簿謄本、個人：住民票）
※3か月以内に発行されたもの
- (4) 出展する見本市等の開催要項及び募集要項
- (5) 出展する製品・商品等の概要がわかるもの（様式自由・パンフレット等）
- (6) 現に市税を滞納していない者であることの証明書（納税課にご申請下さい）

※必要書類のうち（1）については、市ホームページからダウンロードできるほか、産業振興課窓口でも配布しております。

◆補助金交付申請◆

調布市から承認通知を受け取り、見本市等への出展が終了した後、速やかに次に掲げる必要書類を提出してください。

【必要書類】

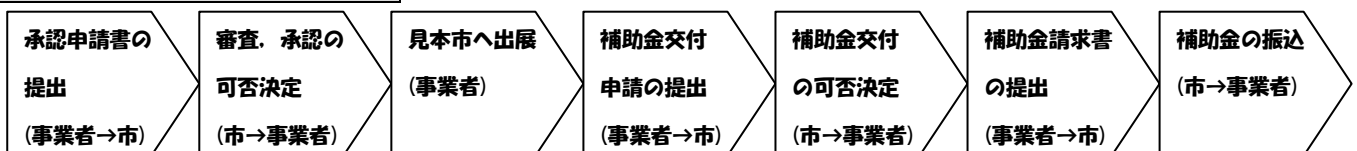
- (1) 調布市見本市等出展支援事業補助金交付申請書（第5号様式）
- (2) 見本市等に出展した企業等が掲載された書類（パンフレット等）
- (3) 出展小間料の領収書のコピー
- (4) その他参考となる書類

※必要書類のうち（1）については、市から承認通知をお送りする際に、同封します。

◆補助金交付◆

補助金交付申請書の提出後、書類を審査し補助金額の交付を決定し、「補助金交付決定通知書」を申請者に送付します。その後、申請者からの請求書（市指定）の提出をもとに、指定口座に補助金を振り込みます。

◆補助金交付までの流れ◆



【受付・お問合せ先】

調布市産業労働支援センター

〒182-0022 調布市国領町2-5-15コクティール3F

TEL 042-443-1217 FAX 042-443-1218